

平塚市告示第 212 号
令和 6 年（2024 年）5 月 10 日

平塚市長 落合 克宏



公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり提案書の提出を要請します。

1 業務の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 業務の名称 | 平塚市図書館システムの更新業務 |
| (2) 業務の内容 | 別紙「平塚市図書館システムの更新業務に関する調達仕様書」等のとおり |
| (3) 業務の履行期間 | |
| システムの構築 | 契約を締結した日から令和 7 年 3 月 31 日まで |
| 保守・運用支援 | システムが稼働した月から 60 か月間
(令和 7 年 3 月 1 日から令和 12 年 2 月 28 日までの予定) |

※本業務は、市とリース会社との賃貸借契約により機器を導入するものとする。リース会社は、指名競争入札を経て決定する。プロポーザルにより選定された事業者は、リース会社と必要な契約を締結し、機器等の手配を行う。

2 参加資格

次に掲げる資格を令和 6 年 5 月 1 日の時点で満たしている事業者であること。

- (1) 平塚市競争入札参加資格者名簿に登録が認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に掲げる者でないこと。
- (3) 公募日から受託候補者として特定されるまでの間に、平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平塚市暴力団排除条例（平成 23 年平塚市条例第 9 号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者であること。
- (6) 2 年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法

律第225号)に基づく再生手続(以下「更生手続又は再生手続」という。)の開始決定を受けた後、再度「(1)」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。

- (7) 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度「(1)」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (8) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (9) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。

前項に規定するもののほか必要な参加資格要件は、実施要領で定める。

3 提案者を特定するための基準

「平塚市図書館システムの更新業務に関するプロポーザル審査項目及び評価内容」に基づき審査委員会で審査を行い、合計点で最高得点を挙げた事業者を、優先交渉権者として選定する。

4 手続等

- (1) 事業実施主管課名
中央図書館
- (2) 実施要領等の交付期間、場所及び方法
令和6年5月10(金)~5月17日(金)に平塚市図書館ホームページからダウンロードする
- (3) 参加表明書兼秘密保持誓約書の提出期限並びに提出場所及び方法
令和6年5月28日(火)正午までに参加表明書兼秘密保持誓約書を事務局あてに電子メールで提出する
- (4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
令和6年6月12日(水)正午までに、事務局宛に持参または郵送(必着)

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、平塚市契約規則の定めるところによる。ただし、国債、地方債、その他担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合、履行保証保険契約の締結を行った場合若しくは過去10年間に本市、国若しくは他の地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上契約し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (3) 契約書作成の要否 ・ ☒ 要 ・ 不要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と

の随意契約により締結する予定の有無 ・ ☒有 ☐無

- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 4 (手続等) (1) と同じ。
- (6) 提案書に関するプレゼンテーションの有無 ・ ☒有 ☐無
- (7) この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由 (審査経過等) を公表することがある。
- (8) 詳細は実施要領等による。
- (9) 虚偽の記載をしたものは、一般競争入札参加停止及び指名停止等の措置を行うことがあります。

以 上